

入札のお知らせ

秋田市財産管理活用課が集中管理する公用車（以下、「公用車」という。）へ広告掲出する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和6年10月8日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1)入札名	秋田市財産管理活用課公用車広告掲出契約			
(2)仕様書等	別紙「仕様書」のとおり			
(3)対象車両および予定価格	掲出番号	対象車両	広告	年間支払い分の予定価格(税抜) ※最低落札価格
	1	公用車 5台	車体両側面後部ドア 縦40cm×横50cm（目安） ※協議によりサイズ変更可能	180,000円
	2	公用車 5台		180,000円
	3	公用車 5台		180,000円
(4)契約期間	契約期間 令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで			
(5)入札参加要件	<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 市税の滞納がないこと。</p> <p>エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。</p>			
(6)入札参加申込み				
	受付期間	令和6年10月9日（水）から同月23日（水）まで 持参（土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）		
	受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 総務部財産管理活用課 庁舎管理担当		
(7)指名通知等	令和6年10月29日（火）までにメールで通知			
(8)入札				
	日時	令和6年11月5日（火）午前10時		
	場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎4階会議室4-B		
	入札保証金	入札金額の100分の5以上の額とする。納付方法は、秋田市財務規則および「2(4)入札保証金について」を参照すること。ただし、秋田市財務規則第109条第1項の各号のいずれかに該当したときは、免除する。		
(9)契約日	令和6年11月11日（月）（予定）			

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、令和6年10月23日（水）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(ア) 入札参加申込書

(イ) 入札保証金納付書（免除となる場合は入札保証金免除申請書）

(ウ) 誓約書

(エ) 納税証明書（市税に未納がない証明書）

※写し可、直近年度のものに限る。

(オ) 企業概要および事業概要（パンフレットなど）

イ (1)アの(ア)から(ウ)までの様式は、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その場合、選定結果通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および選定結果通知は、メールで通知する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、当該入札事務に関係のない本市職員が代わって行います。

オ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

(4) 入札保証金について

入札保証金の免除に該当しない場合は、以下のとおり対応すること。

ア 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手を持って、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札日の入札時間前に納付すること。

イ 入札保証金を納付する際には、「入札保証金納付書（様式2）」を提出すること。

ウ 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

エ 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(5) その他

入札、契約上の条件等については、「秋田市財産管理活用課公用車広告掲出仕様書」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市総務部財産管理活用課 庁舎管理担当

電 話 018-888-5439

メール ro-fnpr@city.akita.lg.jp